

⑧ 「リフィル処方箋」へ切り替えできる!?

生活習慣病を含めた慢性疾患で服薬している方は、1枚の処方箋で2回目、3回目の調剤は医師の診察なしで同じ薬を薬局でもらうことができる…???

◆「リフィル処方箋」とは…

「リフィル処方箋」とは、反復利用できる処方箋のこと。

慢性疾患で症状が安定していると医師が判断した場合に、処方箋にリフィル可の印☑がついて何回利用できるか記載されます(最大3回)。

それにより、**2回目以降の調剤は診察なしで同じ薬が処方されることになる**のです。

ただし、投薬量に限度がある医薬品(新薬や麻薬、向精神薬等)及び湿布薬など一部の薬剤は処方できません。

◆経済面でもメリットあり

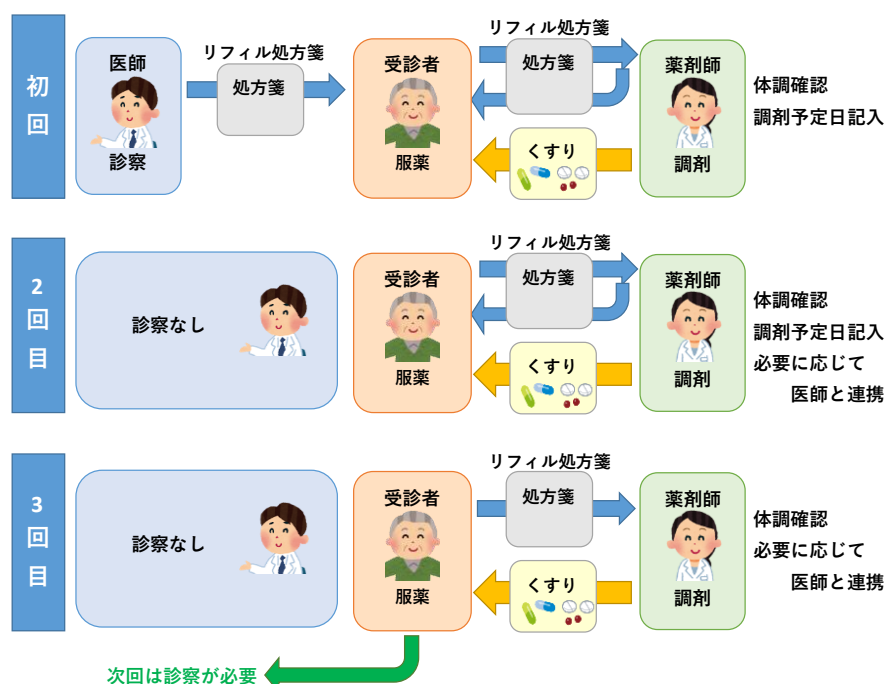
慢性疾患の場合、定期的に医療機関を受診して薬の処方を受けます。しかし、症状に変化がなければ**診察にかかる時間を割く必要がなく、薬が受け取れます**。診察回数が減ることで**医療費だけでなく通院にかかる交通費や時間の負担も軽減されます**。

◆リフィル処方箋をもらったら…

1回目は今までどおり処方箋を発行してもらって、4日以内に薬局へ持参します。薬をもらった後、次回調剤予定日を確認されたうえで、処方箋は返却されます。2・3回目は次回調剤予定日の前後7日以内に薬局へ薬を受け取りに行きます。

もし、途中で体調が優れなくなった場合や、薬剤師に受診が必要と判断された場合は、すみやかに医療機関を受診してください。

また、受取りは、継続した服薬状況の確認が大事ですので1回目と同じ薬局に行くようにしましょう。



リフィル処方箋を発行するかどうかは医師の判断ですが、切り替えが可能か相談してみましよう。

